

れいわ ねんど
令和6年度

だい ふきゅうけいはつ
第1 普及啓発

こうほう ぎょうじとう
1 広報・行事等

けん
リーフレット、ポスター、県ホームページ

※ 改正障害者差別解消法（事業者による合理的配慮の義務化）の周知

けん
県ホームページ

- じぎょうしょ かいごうとう しううち がつ
事業所の会合等における周知（4月～）
- デジタルサイネージ「わが街NAVIGATION」掲載（5月～）
- しんぶん し けんせい がつ
新聞2紙「県政インフォメーション」（6月）
- じょうほうし ろうどう がつ
情報誌「労働かごしま」（6月）

2 事業所等の研修会等での説明（4件）

- けんれきし びじゅつ れいめいかんしょくいんけんしゅう てんじかいせついんなどたいじょう
県歴史・美術センター黎明館職員研修（展示解説員等対象）
- こうりてんぼてんちょうけんしゅうかい
小売店舗店長研修会
- しゃかいふくしほうじんしょくいんけんしゅう でまえ
社会福祉法人職員研修への出前セミナー
- ちゅうがっこうしょくいんけんしゅう
中学校職員研修

3 事業所等への個別訪問

- ほうもんけんすう けん
訪問件数 369件
- そくふけんすう けん
リーフレット送付件数 163件

だい
第2 そうだんたいおう
相談対応

1 しょうがいし やくらし あんしんそうだんいん はいちじょうきょう かく めい
障害者暮らし安心相談員の配置状況 (各1名)

はい ち さき 配 置 先	でん はなし ばん ごう 電 話 番 号	うけ つけ じ かん 受 付 時 間
しょうがいふくしか 障害福祉課	でんわ 電話: 099-286-5110 Fax : 099-286-5558	
おおすみちいきしんこうきょく 大隅地域振興局 ちいきほけんふくしか 地域保健福祉課	でんわ 電話: 0994-52-2108 Fax : 0994-52-2120	ごぜん じ 午前9時 ~ ごご じ 午後4時
おおしましちょう 大島支庁 ちいきほけんふくしか 地域保健福祉課	でんわ 電話: 0997-57-7222 Fax : 0997-57-7251	

2 しょうがいし やくらし あんしんそうだんいん かつどうじょうきょう
障害者暮らし安心相談員の活動状況

そ う だ ん た い お う 相 談 対 応	し ょ う が い 障 害 ふく し か 福 祉 課	お お す み ち い き 大 隅 地 域 し ん こ う き ょ く 振 興 局	お お し ま し ち ょう 大 島 支 庁	け い け い 計
	286	227	55	568
のべ 延べ たいおう 対応 かいすう 回数	ふりえきとりあつかい 不利益取扱い	0	0	0
	ごうりてきはいりよ 合理的配慮	0	3	6
	その他	286	224	49
				559

※ のべたいおうかいすう
延べ対応回数には、継続相談への対応を含む。

※ そうだんいんふざいじ ほかしょくいん たいおう けんすう ふくむ
相談員不在時に他職員が対応した件数を含む。

3 相談対応の具体的な相談事例

(1) 合理的配慮の相談事例

○ 商品の販売及び役務の提供

相談者	年代	性別	障害種別	内部障害
内 容	数年前、スーパーで買い物しているとき、身体障害があり重い物を持ってないので、ヘルプカードを提示して「運んでほしい」とスタッフに相談したが、「うちでは使えません」と断られた。ヘルプカードはどんな時に使うものなのか。			
対応希望	事業所に対する啓発			
対応結果	ヘルプカードは、外見では健康に見えてても、配慮を必要としている方が使うものであることを説明。日頃の啓発活動では「ヘルプマーク・ヘルプカードを携帯している方が困っている様子であれば声をかけるように」と伝えていることを説明。当該スタッフはヘルプカードを知らなかった可能性があることから、今後このようなことがないように、該当店舗で啓発活動を行うことを伝えた。 後日、当該店舗を訪問し啓発活動を実施した。			

○ 交通機関の利用

相談者	タクシー事業者
内 容	車椅子を利用する肢体不自由の高齢者が乗車する際に、身体介助や配慮等を求められるが、乗務員には介護の知識もなく、責任が持てない。
対応希望	対応方法の教示
対応結果	介護保険制度を使うことで解決できる場合もあるため、該当市町村の担当課や包括支援センターに相談するよう助言した。

○ 情報の提供及び受領